

特定秘密保護法に対する抗議声明

私たちは2013年12月6日までに4度の強行採決によって成立した特定秘密保護法に強く抗議する。私たちが情報開示を追求する日韓基本条約及び諸協定（以下、日韓諸条約）もまた、1965年の「日韓国会」で4度の強行採決によって成立した。現在も日韓諸条約で「解決された」と日本政府が主張する諸問題が未解決であるように、国会審議の過程ですでに空中分解したまま成立した特定秘密保護法もまた将来に禍根を残すものであることが十分予想される。

私たちは2005年12月より情報公開法を利用し、今日まで日韓諸条約に関連する外交文書の全面公開を求めてきた。その結果、外務官僚たちが恣意的に情報を不開示指定している事例を多数知るに至った。

竹島を「アシカの数が増減した現在経済的には余り大きな意義を有しない」とする情報や、韓国側代表団について「彼等が此の思い上がった雲の上から、国際社会の通念と外交会議の常識の適用するレベル迄降りて来ない限り、日韓問題の真の解決はあり得ない」などと侮蔑する情報はすべて「交渉上不利益を被るおそれ」があるなどとして当初は不開示とされた。これらは私たちが真に知りたい情報ではない。しかし、私たちの運動がなければ、これらの情報さえ「秘密」とされていたのである。

現在の日本社会で「知る権利」が十分保障されているわけではない。私たちの第3次訴訟判決（2012.10.11東京地裁第民事2部川神裕裁判長）でも、「情報公開法に基づく不開示情報についての裁判所の審理の制約(当該情報の内容と開示部分の内容とを直接比較対照することができない)」と日本の情報公開法にインカメラ制度がないことを批判しているのに、今回の法案にもインカメラ制度は導入されおらず、恣意的な秘密指定を防ぐことは到底できない。それにもかかわらず、特定秘密保護法は「秘密」の指定期間を最高60年とし、「秘密」の漏洩について重罰を課するなど、政治家や官僚による恣意的な秘密指定を擁護するとともに、市民の権利をさらに抑圧するものである。

私たちは、日本国憲法に背き、民主主義の実現に逆行する特定秘密保護法に強く反対し、市民が知るべき情報が公正な方法で速やかに開示されるべく情報公開法を改善するとともに、公文書管理制度の整備をいっそう推進することを、すべての行政機関に要求する。

2013年12月10日

日韓会談文書・全面公開を求める会